

いばらきグローバル化推進計画

ひとやものが活発に交流する グローバルないばらき
～お互いを理解し合い尊重し合う 多様性が創り出す新しい茨城～

茨城県

いばらきグローバル化推進計画 目次

1 いばらきグローバル化推進計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の性格と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 グローバル化に関する国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 茨城県のグローバル化の現状と課題

- (1) 近年のひと・ものの動き
 - ① 県内の在留外国人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ② 本県を訪れる観光客数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ③ パスポート交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ④ 外資系企業の本県への進出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ⑤ 県内高校生の留学状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ⑥ 県内港湾を通じた貿易額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ⑦ 茨城空港の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 近年のグローバル化関連政策の変化
 - ① 農林水産物等の輸出促進，企業の海外展開支援のための取組の強化・・ 7
 - ② 「つくば国際戦略総合特区」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③ グローバル人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ④ ベトナムとの交流推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ⑤ 県庁内のグローバル化推進体制の整備・・・・・・・・・・・・ 10
 - ⑥ G7茨城・つくば科学技術大臣会合の開催・・・・・・・・・・・・ 10
 - ⑦ 第17回世界湖沼会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4 長期ビジョン

- (1) およそ20年後に目指すべきいばらきの姿・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 長期ビジョンとグローバル化計画との関係・・・・・・・・・・・・ 12

5 計画の基本方針

- (1) グローバル化にふさわしい人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) グローバル化にふさわしい場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 人や企業のグローバルな交流の推進・・・・・・・・・・・・ 14
- いばらきグローバル化推進計画（案）施策体系表・・・・・・・・・・・・ 15

6 計画に基づく具体的取組

- (1) グローバル化にふさわしい人づくり
 - ① 身近な文化や環境等への理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

| | |
|--------------------------------------|----|
| ② 課題を探究する力の養成や語学教育 | 16 |
| ③ 多様な文化や考え方に対する理解促進 | 16 |
| ④ 交流の場の創出 | 16 |
| ⑤ 国際協力への参加促進 | 17 |
| ⑥ 外国籍や日本語指導が必要な児童生徒への対応 | 17 |
| (2) グローバル化にふさわしい場づくり | |
| ① 安心して生活・活動できる環境の整備 | 18 |
| ② 地域の魅力向上と資源の有効活用 | 18 |
| (3) 人や企業のグローバルな交流の推進 | |
| ① 海外とのネットワークの拡大 | 19 |
| ② 様々な国や地域からの観光客の誘致 | 19 |
| ③ 農林水産物等の輸出支援 | 20 |
| ④ 企業の海外展開支援 | 20 |
| ⑤ 対日投資の県内誘致 | 20 |
| ⑥ 様々な国や地域からの人材誘致の促進 | 21 |
| | |
| <u>7 グローバル化の担い手に期待される役割</u> | |
| (1) 県民 | 22 |
| (2) 事業者等 | 22 |
| (3) 国際交流・協力団体、NPO等の市民団体 | 22 |
| (4) 市町村 | 22 |
| (5) 県の推進体制 | 23 |
| | |
| <u>8 計画の進捗状況を図るための指標</u> | 24 |
| | |
| <u>9 進捗状況の管理</u> | 26 |
| | |
| <u>10 計画策定までの経緯</u> | 26 |
| | |
| <u>11 国際化推進計画策定会議委員名簿</u> | 28 |
| | |
| (参考) 茨城県国際化推進計画策定会議設置要項 | 29 |
| | |
| (付属資料) 『いばらきグローバル化推進計画』の施行にあたっての委員提言 | 30 |

1 いばらきグローバル化推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

国境を越えた経済活動の活発化や市場の拡大を背景に、人と資本の移動が飛躍的に増加しています。

そのような中、急速に成長するアジアをはじめとした海外の需要を積極的に取り込み、本県の更なる発展を図っていくためには、陸・海・空の広域交通ネットワークを活かし、県内事業者の海外への販路拡大や、海外進出の支援、様々な国や地域からの観光客の誘致を進めるとともに、県内においても、国籍や使用する言語に係わらず生活・活動しやすい環境の整備や、世界各国の人や企業を引き付ける魅力づくりを進める必要があります。

また、国籍や文化の壁を越えた活動が盛んになるにつれて、お互いの価値観を理解・尊重し合いながら行動することがますます重要となるため、県としても多様な文化や価値観を理解・尊重することの大切さを広めていく必要があります。

こうした経済的・社会的状況の変化に対応するために、これまでの多文化共生や国際交流・協力に関する内容が中心であった「国際化推進計画」を大幅に改め、県のグローバル化にとって必要な事項を包括的にカバーする「いばらきグローバル化推進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の性格と期間

計画期間は、新しい茨城県総合計画との整合性を図り、2016（平成 28）年度から2020（平成 32）年度までの5年間とします。

なお、当該計画は、総務省が策定を推進する「多文化共生推進に係る指針・計画」としても位置づけます。

2 グローバル化に関連する国の動向

国が策定した「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）においては、以下のようなグローバル化関連の目標を掲げ、取組を推進することとしています。

| |
|--|
| <p>○農林水産業における輸出促進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円にする（戦略策定当時：約 4,500 億円） <p>※総合的な TPP 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において、目標の前倒し達成を目指している</p> |
| <p>○世界と戦える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2020 年までに留学生を 12 万人に倍増させる（戦略策定当時：6 万人）・ 2020 年までに外国人留学生の受入を 30 万人に倍増させる（戦略策定当時：14 万人）・ 2018 年までに国際バカロレア認定校等を 200 校にする（戦略策定当時：16 校） |
| <p>○経済連携等による新興国等の成長の取り込み</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2018 年までに貿易の FTA 比率 70%を目指す（戦略策定当時：19%）・ 2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額の 2010 年比 2 倍を目指す |
| <p>○成長が見込まれる世界のインフラ市場の獲得</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2020 年に 30 兆円のインフラシステムの受注を実現する（戦略策定当時：10 兆円）・ 2020 年に海外の医療技術・サービス市場の 1.5 兆円を獲得する（戦略策定当時：0.5 兆円） |
| <p>○クールジャパンの推進及び訪日外国人旅行者や対内直接投資の受入拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2018 年までに放送コンテンツ関連海外売上高を 3 倍に増加させる（戦略策定当時：63 億円）・ 2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 2 倍の 35 兆円に拡大する（戦略策定当時：18 兆円）・ 2030 年にはアジアナンバー 1 の国際会議開催国として不動の地位を築く・ 2013 年に訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す |

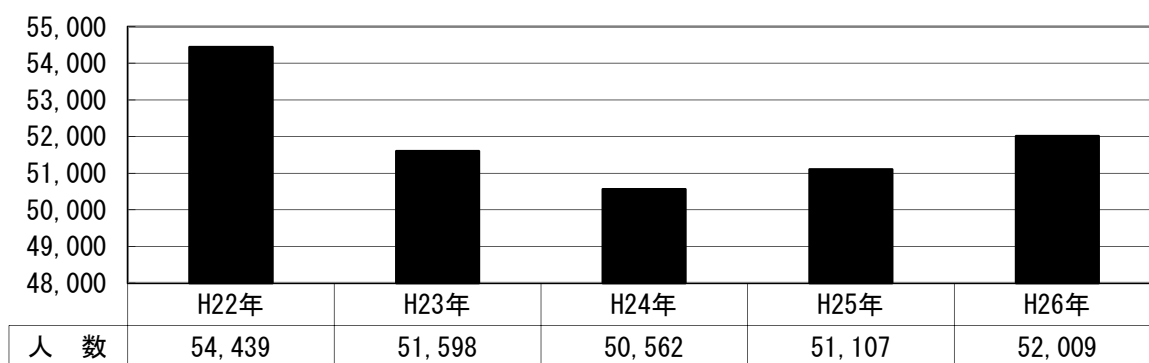
3 茨城県のグローバル化の現状と課題

(1) 近年のひと・ものの動き

① 県内の在留外国人の状況

- ・県内の在留外国人数については、一時減少傾向にあったものの、平成 25 年以降また増加傾向となっています。(図 1)
- ・国籍別で見ると、150 近い国や地域からの外国人が本県に在住していますが、中国が最も多く、全体の約 1 / 4 を占めます。この中国をはじめ、ブラジルや朝鮮・韓国は近年減少傾向にある一方、フィリピン、インドネシア、ベトナムなどの東南アジア諸国からの在住者は増加する傾向にあります(表 1)。
- ・外国人技能実習生数については、近年横ばい傾向にあるものの(図 2)、1 万人近い技能実習生が県内に在住しており、また国では外国人技能実習制度の拡充を進めていることから、こうした外国人の受入環境の整備が必要となっています。

図 1 県内の在留外国人数(旧外国人登録者数)の推移



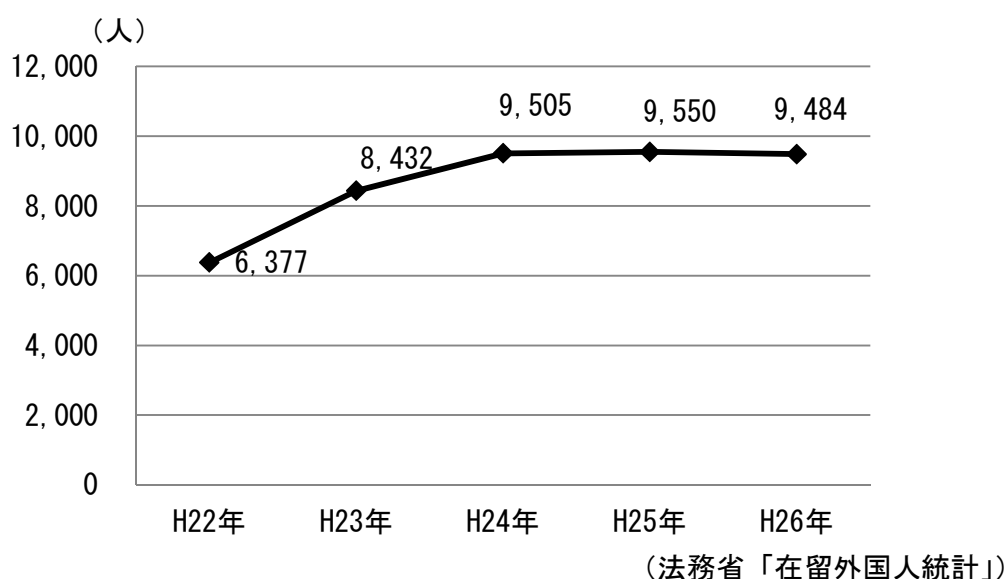
(法務省「在留外国人統計」)

表 1 国籍別在留外国人上位(10位までの推移)

| 順位 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1位 | 中国 | 中国 | 中国 | 中国 | 中国 |
| 2位 | ブラジル | フィリピン | フィリピン | フィリピン | フィリピン |
| 3位 | フィリピン | ブラジル | ブラジル | ブラジル | ブラジル |
| 4位 | 朝鮮・韓国 | 朝鮮・韓国 | 朝鮮・韓国 | 朝鮮・韓国 | 朝鮮・韓国 |
| 5位 | タイ | タイ | タイ | タイ | タイ |
| 6位 | ペルー | ペルー | インドネシア | インドネシア | インドネシア |
| 7位 | インドネシア | インドネシア | ペルー | ベトナム | ベトナム |
| 8位 | スリランカ | スリランカ | ベトナム | ペルー | ペルー |
| 9位 | ベトナム | ベトナム | スリランカ | 台湾 | 台湾 |
| 10位 | 米国 | パキスタン | パキスタン | スリランカ | スリランカ |

(法務省「在留外国人統計」)

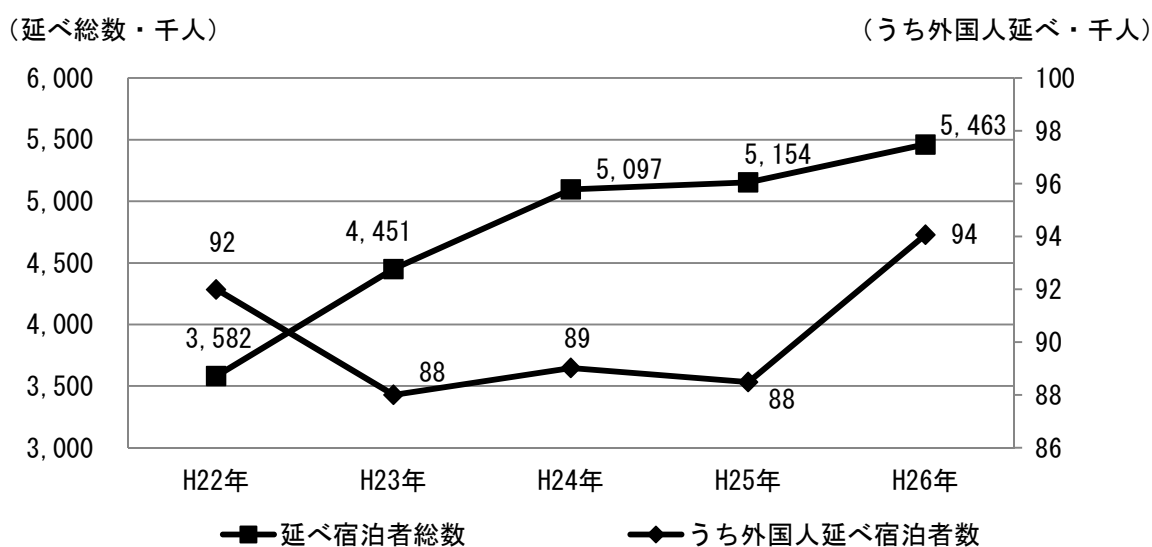
図2 外国人技能実習生数（在留資格が「技能実習」である人の数）の推移



② 本県を訪れる観光客数

- ・外国人の延べ宿泊者数は東日本大震災の影響で一時減少したものの、平成26年から増加傾向となっており（図3）、外国人観光客の受入環境の整備が必要となっています。交流人口の増加による本県の活性化を図るためにも、更なる誘客促進が必要です。

図3 本県の延べ宿泊者数



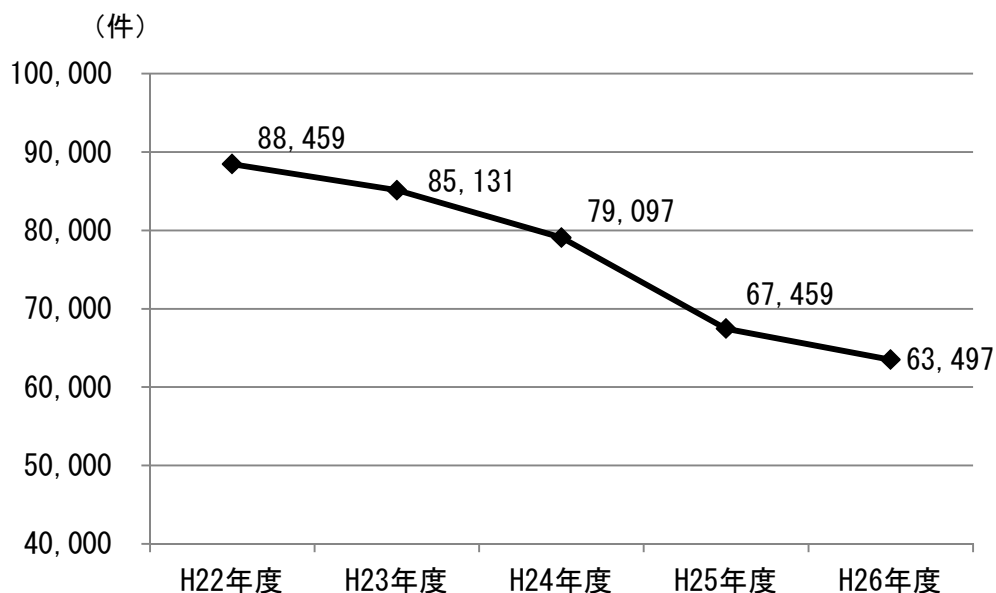
※ 平成22年は、従業員数9人以下の宿泊施設を調査対象としていないため、単純比較はできない。

(観光庁「宿泊旅行統計調査」)

③ パスポート交付件数

- ・パスポート交付件数は近年減少しており(図4)、海外渡航者が減少傾向にあると考えられます。

図4 パスポート交付件数



(茨城県旅券室調べ)

④ 外資系企業の本県への進出状況

- ・外資系企業の進出状況を見ると、製造業関係が多くなっています(表2)が、今後は、科学技術や高度人材の集積など本県の強みを生かした外資系企業の研究開発部門等の誘致や、外国資本による国内企業への投資促進なども視野に入れる必要があります。

表2 県内の外資系企業の立地状況(1985年以降に操業開始したもの)

| 業種別(件) | | 出資国別(カ国) | |
|---------|----|----------|----|
| 化学工業 | 10 | アメリカ | 8 |
| 機械器具製造業 | 3 | ドイツ | 8 |
| 石油製品製造業 | 2 | スイス | 3 |
| 金属製品製造業 | 2 | オランダ | 1 |
| その他 | 4 | スウェーデン | 1 |
| 計 | 21 | 計 | 21 |

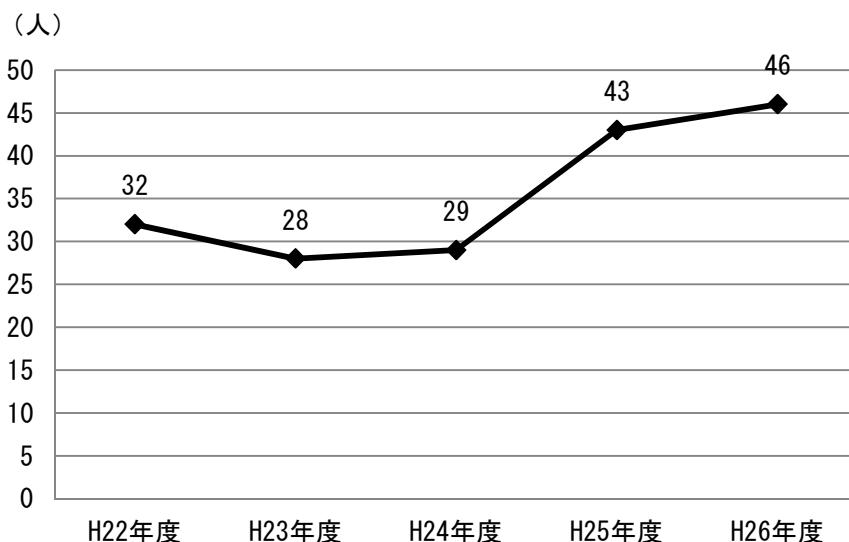
(茨城県工業団地企業立地推進協議会「茨城県誘致企業総覧」より)

⑤ 県内高校生の留学状況

- ・外国へ留学（※）する県内の高校生は近年増加しています（図5）が、総生徒数（約9.5万人）と比べるとまだ少数となっています。

※「留学」…在学中の長期間（1年程度）の留学を指す。

図5 外国へ留学する県内高校生の数（公立+私立）

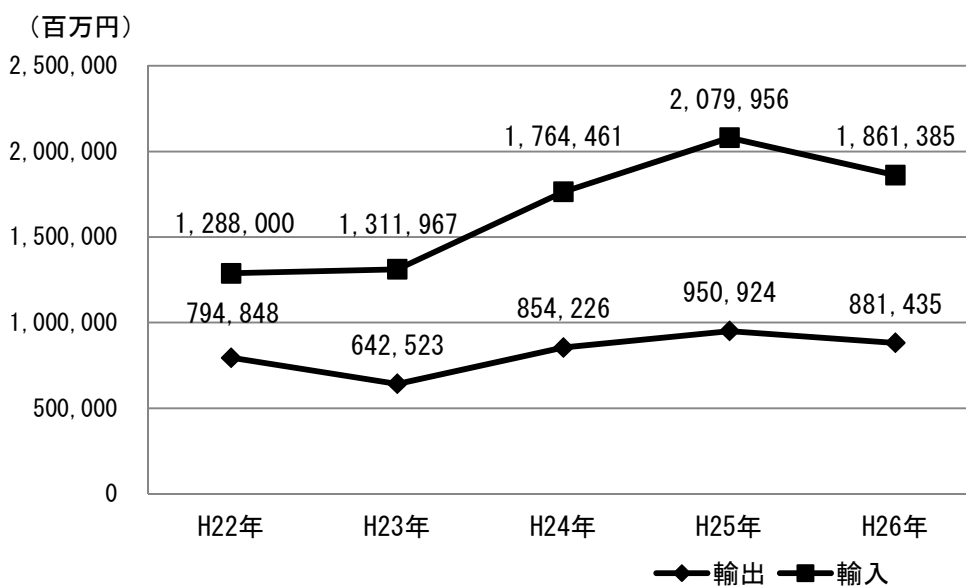


（県高校教育課調べ）

⑥ 県内港湾を通じた貿易額の推移

- ・県内港湾を通じた貿易は、輸出、輸入とも平成25年に過去最高を記録し、平成26年は過去2番目となっています。（図6）

図6 県内港湾を通じた貿易額の推移

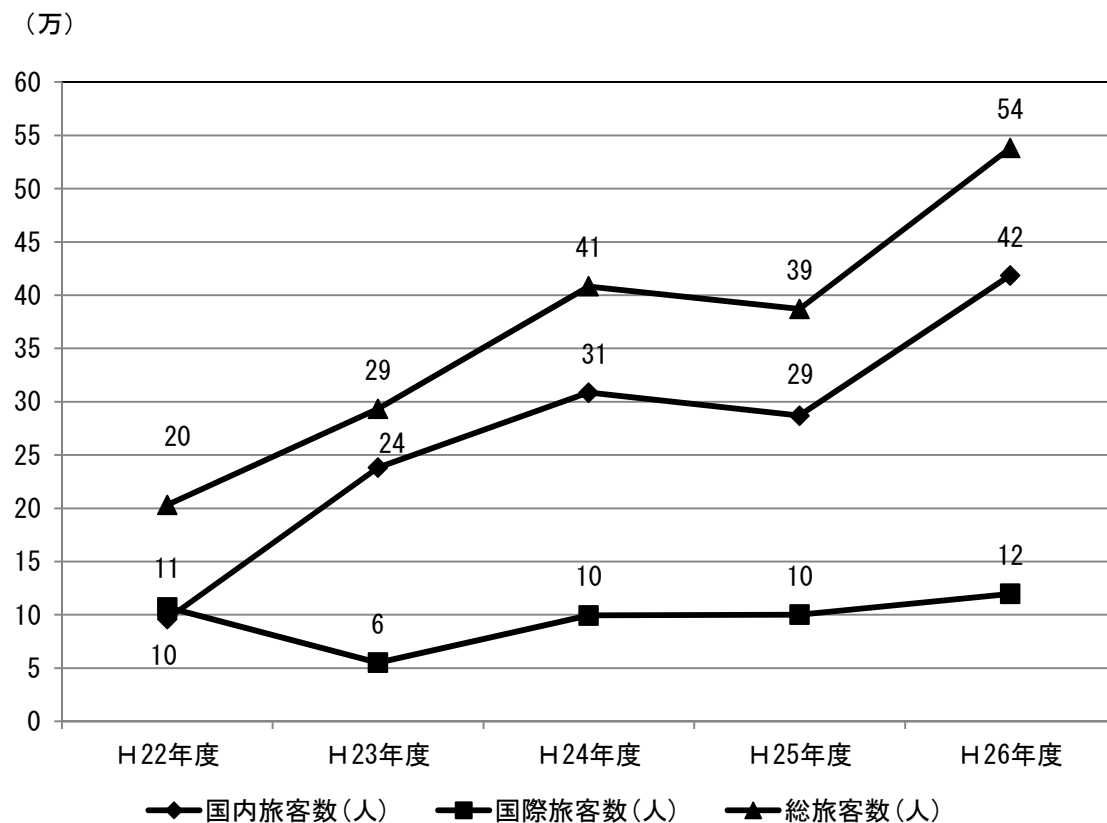


（財務省横浜税関鹿島税関支署「茨城県貿易概況」）

⑦ 茨城空港の利用状況

- ・茨城空港発着便の搭乗実績は、国内線・国際線とも増加傾向にあります（図7）。

図7 茨城空港発着便の搭乗実績



(国土交通省東京航空局統計)

(2) 近年のグローバル化関連政策の変化

① 農林水産物等の輸出促進、企業の海外展開支援のための取組の強化

- ・農林水産物等の輸出促進のために「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」を、県内企業の海外展開支援のために「いばらき海外進出サポート協議会」をそれぞれ設立しました。(表3)
- ・「日本貿易振興機構(ジェトロ)茨城貿易情報センター」を誘致するとともに、常陽銀行シンガポール駐在員事務所に県職員1名を派遣し、現地での情報収集・サポート体制を整備しました。(表4)
- ・今後は、こうしたサポート体制の充実・強化を図る必要があります。
- ・また、福島第一原発事故に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制や植物検疫等の非関税障壁の撤廃に向け、国に対する要請活動を行い、輸出促進に向けた環境整備を行う必要があります。

表3 「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」及び「海外進出サポート協議会」の概要

| | いばらき農林水産物等輸出促進協議会 | いばらき海外進出サポート協議会 |
|-----------|--|---|
| 設立年月日 | 平成23年1月11日 | 平成26年3月19日 |
| 目的 | 会員相互の情報交換を密にし、県産農林水産物及び加工品の輸出促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開を行なっている県内企業間のネットワーク構築と会員企業間における情報交換・交流の促進 ・これから海外進出等を目指す県内企業に対する支援 |
| 構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援会員（県、全農いばらき、ジェトロ茨城貿易情報センターほか） ・活動会員・協力会員（農業法人、企業等） | <ul style="list-style-type: none"> ・活動会員（海外展開をしている県内企業） ・協力会員（金融機関、保険会社、コンサル等） ・支援会員（県、ジェトロ茨城貿易情報センター、JICA筑波、中小企業振興公社） |
| 活動内容（H26） | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の商談会等への参加 ・海外バイヤー招へい ・セミナーの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業間交流会の開催 ・セミナーの開催 ・海外ミッション団の派遣 |

表4 「ジェトロ茨城貿易情報センター」の概要

| | |
|-------|--|
| 設立年月日 | 平成26年6月1日 |
| 場所 | 県水戸合同庁舎4階 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①貿易投資相談 ②セミナー・研修の開催、海外ビジネス情報の調査・提供 ③海外バイヤー招へい・海外展示会への出展支援 ④海外ミッションの派遣 等 |

② 「つくば国際戦略総合特区」の推進

- ・筑波研究学園都市を中心とする区域が内閣総理大臣より特区に指定され、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で我が国の成長・発展に貢献する先進的な研究開発プロジェクトとともに、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築する取組が進められています。（表5）
- ・今後は、それらの取組をさらに推進し、国際競争力のある新産業・新事業の創出を図り、「科学技術のまち・つくば」の世界的地位をさらに高めていく必要があります。

表5 つくば国際戦略総合特区の概要

| | |
|------|--|
| 認定年月 | 平成 23 年 12 月 |
| 概 要 | <p>総合特区で講じられる規制緩和や財政・税制上の支援措置等を効果的に活用し、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築するとともに、平成 27 年 10 月現在、以下の 8 つのプロジェクトが進行中。</p> <p>①次世代がん治療（BNCT）の開発実用化 ②生活支援ロボットの実用化 ③藻類バイオマスエネルギーの実用化 ④T I A-n a n o 世界的ナノテク拠点の形成 ⑤つくば生物医学資源を基盤とする革新的医薬品・医療技術の開発 ⑥核医学検査薬（テクネチウム製剤）の国産化 ⑦革新的ロボット医療機器・医療技術の実用化と世界的拠点形成 ⑧戦略的都市鉱山リサイクルシステムの開発実用化</p> |

③ グローバル人材の育成

- ・「スーパーグローバルハイスクール」（SGH）の指定を受けた高校等において、語学力だけでなく、社会の課題に対する関心や教養、コミュニケーション能力、問題解決能力などを身に付けたグローバル・リーダーの育成を進めています。（表6）
- ・今後は、SGH指定のほか、グローバル人材育成プログラムとして国際的に認知されている国際バカロレア（IB）の認定を目指すなど、グローバルに活躍できる人材の育成を進めていく必要があります。

表6 スーパーグローバルハイスクールの概要

| | |
|-----------------------|---|
| 制度概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校を文部科学省が指定 ・社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する ・指定期間は5年間 |
| 県内の指定状況 (H27 年度現在) | <p>県立土浦第一高校（平成 26 年度指定）「生物資源を活かすビジネスを起業する課題研究で育むグローバル人財」</p> <p>※ 全国の指定状況…平成 26 年度：56 校 平成 27 年度：56 校</p> |

④ ベトナムとの交流推進

- ・平成 26 年 3 月、本県とベトナムで「農業における協力関係強化に関する覚書」を締結し、また同年 5 月には、茨城県農業協同組合中央会とベトナムで「農業技能実習生受入に関する協定書」を締結するなどして、まずは農業分野におけるベトナムと

の交流が活発となりました。

- ・その後、平成 26 年 10 月、知事など約 100 名がベトナムを訪問し、サン国家主席をはじめとする要人との意見交換や、現地視察、食品輸出商談会などを実施しました。
- ・その結果、常陸牛のベトナムへの輸出開始や、ベトナムから本県を訪れる観光ツアーの大幅増などの成果があり、本県との経済交流が活発になりつつあります。
- ・今後は、農業分野における協力を継続していくとともに、商工業、観光など様々な分野で本県にとってもメリットのある経済交流をさらに進めていく必要があります。

⑤ 県庁内のグローバル化推進体制の整備

- ・平成 26 年度より、国際政策統括監（次長級）を設置するとともに、国際課を生活環境部から知事直轄に移管し、課内に国際戦略グループを新たに設置することにより、県の国際政策の全体窓口機能及び総合調整機能を強化しました。
- ・また、平成 27 年度より外務省への職員派遣を開始し、県庁内のグローバル人材育成のための取組を強化しました。
- ・一方で、長期海外研修や国際的機関（ジェトロ、自治体国際化協会等）での研修を経験した若手職員が減少していることから、今後は、グローバルな感覚を持った職員の育成を更に進める必要があります。

⑥ G7 茨城・つくば科学技術大臣会合の開催

- ・伊勢志摩サミットに併せて開催される科学技術大臣会合が、平成 28 年 5 月 15 日から 17 日までの 3 日間、つくば市において開催されることから、これを契機として、最先端の科学技術をはじめ、本県の魅力を世界にアピールするほか、更なる国際会議の誘致や対日投資の呼び込み等につなげていきます。

⑦ 第 17 回世界湖沼会議の開催

- ・第 6 回会議（平成 7 年）から 2 度目の本県開催となる世界湖沼会議を 2018（平成 30）年度に霞ヶ浦周辺市町村において開催し、霞ヶ浦の水質浄化への取組や市民団体の活動状況等について世界にアピールします。

4 長期ビジョン

(1) およそ20年後に目指すべきいばらきの姿

【国際化とは何か。「国際化」と「グローバル化」】

これまで、本県では、「国際交流推進大綱」も含め、5次にわたり、「茨城県国際化推進計画」を策定してきました。その中では、日本の外に生活基盤を置く人々や、あるいは日本の外にルーツを有する人々との交流ということが強く意識され、そのための取組を定義づけてきました。また、世界を「日本」と「日本の外」という二つの枠にはめ込み、「日本」と「日本の外」との交流を——無意識的にせよ——国際交流として位置付けてきたように思われます。また、そこでは、「日本の外」＝「国際社会」と定義し、日本と国際社会とが別個に存在するかのような取り扱いもされてきました。これは、国際(International)という語が、国家(nation)の間(inter-)の関係という意味を強調するものであり、もとより国や国家、すなわち、ボーダー(国境)を意識させるものであることと同じです。よって、これまでは、日本人が日本人以外の世界と関わることを「国際化」と呼んできました。

一方で、今日における国際交流は、果たして国単位・国家単位で行われるべきものでしょうか。確かに、外交・安全保障は、国が担うべき役割であり、通商ルールも国家間の交渉によって定められています。しかし、今、実際に行われている活動は、国境を軽々と越えてつながる経済活動であり、国籍や民族を超えた交流です。すなわち、私たちは、国家や地域といった概念をすでに超越し、地球規模でのヒト・モノ・カネ・情報の交流を行っており、もはや、国家を前提とした「国際化」ではなく、「地球」(Globe)を語源とする「グローバル化」(Globalization)と呼ぶにふさわしい状況となっています。

よって、今回の「茨城県国際化推進計画」の改定においては、このような状況を反映し、計画の名称についても見直すこととし、「いばらきグローバル化推進計画」と改称します。

【20年後に目指すべき「グローバル化したいばらき」】

グローバル化は否応なしに進んでいますが、我々が目指すべき「グローバル化したいばらき」とはどのようなもののでしょうか。グローバル化といった場合にまず想起されるのは、経済面での事象ではないでしょうか。例えば、県産品が輸出される、県内の中小企業が海外に製造・販売拠点を構える、訪日外国人観光客が多く訪れる、などです。しかし、これらは、グローバル化のある断面での表象に過ぎません。我々が目指す「グローバル化したいばらき」とは、人々が、国籍や民族や言語にとらわれることなく、地球上に生きる同じ人間として、互いを尊重し合い、認め合いながら、安心して暮らせる社会です。そこでは、互いの言語、文化、生活習慣、考え方などについて、異なるものを異なるものとして受け入れた上で、人としての普遍的価値を大切にする社会、いわば、多様性に満ちた社会です。そして、この結果、いばらき独自の豊かな文化が生まれ、育まれていきます。

こうした社会を築いていくために必要なのは、何をおいても「人」です。多様性にあふれた社会を支えるのは、異なるものを異なるものとして受け入れ、互いを尊重することのできる人々です。こうした人材を育てていくことで、グローバルな視野を持ちながら、地域の課題解決や魅力向上に取り組むことができます。これは、経済的な面でのグ

ローバル化にも通じます。そうした人材の活躍により、本県発の企業や商品、技術などがグローバルに展開するとともに、本県の魅力が広く認知され、「IBARAKI」の名前が国外でも広く認知されてゆきます。異なるものを異なるものとして受け入れることで、商慣習や制度の違いを乗り越えてグローバルな経済活動を行い得るのであり、生活習慣の違いを乗り越えて、外国からの定住者や観光客を受け入れることができるのです。そのことが、本県経済を活性化していくことにつながります。

「人」を育むとともに、多様性に満ちた「場」を同時に作っていくことが必要です。「人」づくりと「場」づくりは、表裏一体です。人が育まれなければ、多様性に満ちた社会を支えることはできませんが、同時に、場があることで人は育まれていきます。身近に、異なるものが存在する社会と、単一的なものに囲まれている社会とでは、どちらがグローバル化した社会に適応できる人材を育むのにふさわしいのでしょうか。答えは火を見るより明らかです。

以上に述べたような社会を目指していくことを、「いばらきのグローバル化」として掲げていきたいと思えます。

目指すべき20年後の「グローバル化したいばらき」を簡潔に整理すると、以下のとおりです。

- ・国籍や民族、言語にとらわれず、互いを尊重し合い、認め合いながら、安心して暮らせること。
- ・グローバルな視野を持って地域の課題を解決したり、グローバルな活動を通じていばらきの魅力を世界中に発信したりすることのできる人材が多数いること。
- ・様々な文化、習慣、考え方を有する人々を魅了する環境があること。

(2) 長期ビジョンとグローバル化計画との関係

本来、この計画は平成28年度からの5か年を対象とするものであり、その原則はこれまでの茨城県国際化推進計画と同様です。しかし、(1)では、5年間にとどまらない今後20年程度を目途に、茨城県が目指すべき長期ビジョンを示しました。これは、地域のグローバル化を達成するのは、相当な時間がかかるものであり、長期的な方向性を見定めないことには、当期5年間で達成すべき目標、またそのための取組を見定めることもできないからです。このような観点から長期ビジョンを提示するものであり、「いばらきグローバル化計画」における新たなチャレンジです。

(1)に記載したとおり、長期ビジョンでは3つの点を掲げました。それは、多様性であり、そのための人と場を調えることです。それらについて、平成28年度を初年度とする5か年で取り組むべき具体的な事項を表したものが、次章以降の「いばらきグローバル化推進計画」です。

5 計画の基本方針

計画の基本方針は、「グローバル化にふさわしい人づくり」、「グローバル化にふさわしい場づくり」、「人や企業のグローバルな交流の推進」とし、この3つの基本方針に基づき、以下のような施策を展開することで、「ひとやものが活発に交流する グローバルないばらき～お互いを理解し合い尊重し合う 多様性が作り出す新しい茨城～」の実現を目指します。

(1) グローバル化にふさわしい人づくり

グローバル社会の特徴は「多様性」であり、様々な文化的背景や価値観を持った人々がかかわり合っています。そうした社会においては、異なる文化や考え方を理解し、尊重することが重要であることは言うまでもありませんが、そうした「外向き」の視点と併せて、「内向き」の視点、すなわち自分の思考や行動の土台であり、判断基準となる文化や、それが生まれた歴史的背景などについても理解を深めることが重要です。

このため、学校教育や生涯学習等の場において、多様な文化や考え方に触れ、理解するための機会を提供するとともに、自国や郷土の文化・歴史についての理解促進を図ります。

また、学校教育においても児童生徒の「多様性」を尊重する必要があることから、児童生徒が国籍や母語に関係なく、安心して学習ができる環境を整備します。

加えて、グローバルに活躍するとともに、幅広い視野を持って地域の課題を解決できる人材育成のため、外国語教育や課題探究型の教育にも力を入れていきます。

広く県民に対しては、様々な世代の人が多様な文化・価値観に触れる機会を提供するため、県・市町村の国際交流協会、ボランティア等とも連携し、イベント、講座、海外派遣等による交流の場を創出します。また、国際協力への参加促進により、世界の発展に寄与することのできる人材の育成を図ります。

(2) グローバル化にふさわしい場づくり

グローバル化の進展に伴い、様々な国籍の人々が留学や研修、研究、企業活動などで本県に滞在しています。また、新興国の経済発展やビザ緩和の影響により、海外からの観光客がますます増加することが予想されます。

こうした様々な国籍の方々が安心して生活できるよう、ボランティアや国際交流・協力団体と連携しながら、多言語による相談体制や医療や教育、災害対応等に関する情報提供を充実させるとともに、英語による高度な教育を行う機関の整備など、外国人子弟のための教育環境の充実を図ります。併せて、日本語でのやり取りが困難な観光客でも快適に滞在できるよう、多言語による観光情報の提供や道路標識・案内板への外国語併記をすすめます。

また、人口が減少する中で本県の活力を維持するためには、今後さらに観光客など交流人口の増加を図っていく必要があることから、多様な人々にとって魅力ある地域づくりのため、魅力的ながらまだ知られていない本県の地域資源を掘り起こし、磨きをかけ、世界中に発信していくとともに、空港や港湾など、交流の基盤となるインフラの利活用促進を図ります。

(3) 人や企業のグローバルな交流の推進

少子高齢化により国内市場が縮小する中で、本県が活力を維持していくためには、様々な国や地域との経済交流を積極的に進めることが必要です。

このため、既に交流関係の深いベトナムや友好提携県州、在外県人会や本県に滞在経験のある留学生等とのネットワークを活用した経済交流の積極的展開を図ります。

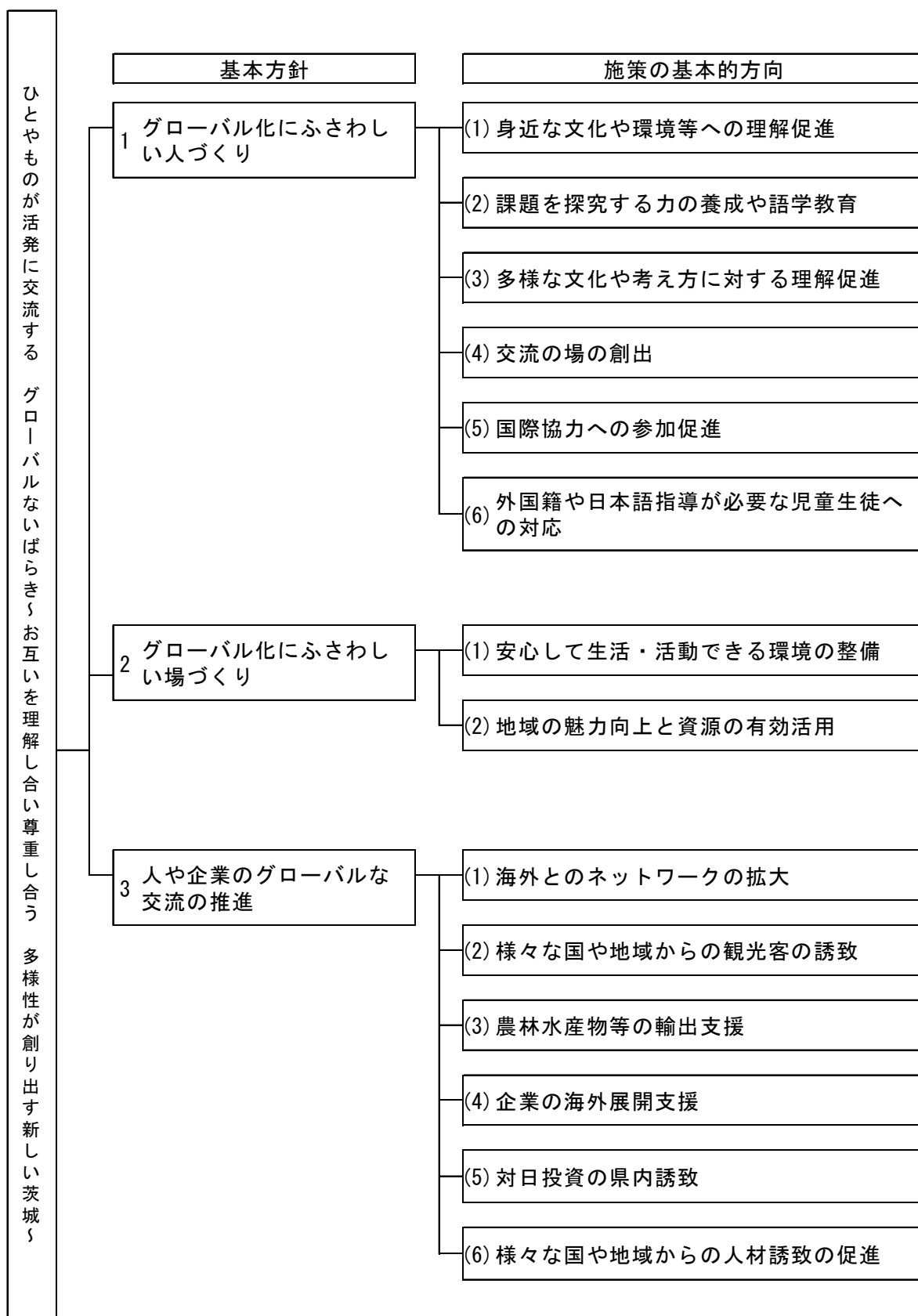
また、本県の優れた地域資源を活かしつつ、多言語による情報提供やおもてなしのレベルアップなど受入環境の整備、広域観光ルートの開発等を進めることにより、様々な国や地域からの観光客の誘致を促進します。

さらに、国内における人口減少や市場の縮小が続く一方で、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意により、世界のGDPの約4割という、かつてない規模の経済圏が誕生しようとしていることから、経済成長が著しい新興国など海外に活路を求める県内事業者に対し、ジェットロ茨城貿易情報センターなどとも連携しながら、事業の海外展開や販路拡大のための支援を行います。

加えて、平成28年5月15日から17日にかけて開催されるG7茨城・つくば科学技術大臣会合により、最先端の科学技術をはじめとする本県の優位性が海外に示されることから、これを契機として、本県の優位性をアピールする投資誘致促進セミナーの開催や、企業経営者等が参加する国際会議等（MICE）の誘致を進めることにより、対日投資の県内誘致を図ります。

ほかに、本県産業や研究開発分野においてイノベーションを継続させていくためには、高度な知識や技能を持った人材を積極的に受け入れていく必要があることから、海外からのこうした高度人材誘致を促進するとともに、農業や介護、看護などの分野において、外国人技能実習制度や経済連携協定（EPA）などに基づく人材誘致のための環境整備等を行います。

いばらきグローバル化推進計画 施策体系表



6 計画に基づく具体的取組

(1) グローバル化にふさわしい人づくり

① 身近な文化や環境等への理解促進

- ・自分たちが暮らす国や郷土の文化を理解し、愛する心を醸成するため、郷土の魅力についての情報発信を充実させるとともに、自然体験活動や創作体験活動、歴史体験探索活動などの体験活動、地域の歴史、伝統、文化等の学習に焦点をあてた「郷土教育」を行います。【直轄・教育庁】
- ・日本以外で生まれ育った児童生徒についても、自らのルーツである文化に誇りを感じることができるよう、学校や地域において、文化の多様性についての理解促進を図るとともに、日本語指導や進路指導の充実、地域住民との交流の機会の提供などを通じ、現在暮らす地域に愛着を持ち、安心して暮らせる環境を整備します。【直轄・教育庁】

② 課題を探究する力の養成や語学教育

- ・課題探究型の教育を行うスーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校や国際バカロレア（IB）認定校を増やすため、これらの指定・認定を目指す私立学校を支援します。また、県立高校においてはSGH指定等を目指す学校を支援するとともに、IBカリキュラムの導入について研究します。【総務部・教育庁】
- ・英語を実際に活用する力を育成するため、英語インタラクティブフォーラムや英語によるディベート大会を開催します。【教育庁】
- ・グローバルに活躍できる語学力の習得を推進するため、外国語の指導等を行う外国青年の招致（JETプログラム）の活用を図るほか、教員の英語力及び指導力向上のための研修の実施、小学校中高学年が英語の音や基礎的会話表現に慣れ親しむための教材作成・活用等を進めます。また、英語のみならず、様々な言語や文化について学習する機会を提供します。【直轄・総務部・教育庁】

③ 多様な文化や考え方に対する理解促進

- ・多様な文化や価値観に接し、理解を深める機会を提供するため、外国人講師や留学生、研修生、ファシリテーター等を学校や生涯学習の場等に派遣します。【直轄・教育庁】
- ・幅広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる人材を育成するため、女性・若者活動のリーダー等を海外に派遣します。【直轄】
- ・高校生が海外で現地の文化に触れ、様々な人々と交流しながら学習する機会を提供するため、県内高校生が海外に留学する際の費用を助成します。また、できる限り多くの高校生が多様な文化や価値観に接する機会を得られるよう、国際交流団体や民間企業等とも連携しながら、高校生が海外に渡航する機会の創出を図ります。【教育庁・直轄】

④ 交流の場の創出

- ・県民と様々な国籍・文化的背景を持つ人々とが交流し、多様な文化や考え方につ

いて理解を深める機会を創出するため、通訳やホームステイ等のボランティアの登録・紹介制度の充実を図ります。【直轄】

- ・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技会場やキャンプ等の誘致を進めるとともに、誘致が実現した折には、歓迎イベントの開催等により海外からの選手と県民との交流の機会を提供します。【直轄】
- ・未来を担う若者がお互いの国に対する理解や友情を深めるため、音楽やダンスを通じた日中韓の若者の交流事業など、民間レベルでの草の根交流を促進します。【直轄】
- ・アークスプロジェクトや茨城県北芸術祭などで招へいした外国人アーティストによる県民向けワークショップの開催などにより、交流の機会を提供します。【企画部】
- ・外国人技能実習生が安心して暮らせる環境を提供するとともに、地元住民による外国人技能実習生の文化や生活習慣等への理解促進を図るため、外国人技能実習生と地元住民が交流できる機会の創出を図ります。【直轄】
- ・スポーツを通じた国際交流を促進するため、スポーツ少年団等の相互交流や国際大会の開催等に対し、支援を行います。【教育庁】
- ・【再掲】多様な文化や価値観に接し、理解を深める機会を提供するため、外国人講師や留学生、研修生、ファシリテーター等を学校や生涯学習の場等に派遣します。
- ・【再掲】幅広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる人材を育成するため、女性・若者活動のリーダー等を海外に派遣します。【直轄】

⑤ 国際協力への参加促進

- ・開発途上等の課題を理解し、解決に向けて行動することにより、これらの国々の発展に寄与するグローバルな人材を育成するために、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、青年海外協力隊等の国際協力への参加を促進します。【直轄】
- ・国際協力に対する理解を促進するため、実際に青年海外協力隊に参加した方々等を学校や生涯学習の場に派遣します。【直轄】

⑥ 外国籍や日本語指導が必要な児童生徒への対応

- ・様々な国籍や文化的背景を持つ児童・生徒がかかわり合い、共に学ぶことで、多様性を認め合う豊かな人間性をはぐくむことができます。
- ・そのためには、外国籍や日本語指導が必要な児童生徒も安心して教育が受けられる環境を整備する必要があることから、まずはこうした児童生徒の教育に関係する機関や教育実践者等が一堂に会し、教育環境の充実に向けた検討や情報共有、意見交換等を行う場を設置します。
- ・また、加配教員のための指導方法の研修の実施や、外国籍や日本語指導が必要な児童生徒に対する進路指導の充実、学校現場における多言語対応についての資料活用の促進、高等学校における日本語指導が必要な生徒に対する指導の充実についても検討します。

- ・加えて、「総合的な学習の時間」等を活用し、様々な国籍や文化的背景を持つ児童生徒が異なる文化に身近に接する機会を設けるなど国際教育を一層促進します。
【直轄・教育庁】

(2) グローバル化にふさわしい場づくり

① 安心して生活・活動できる環境の整備

- ・様々な国籍や文化的背景を持つ人々が県内で安心して生活・活動できるよう、多言語による相談体制を充実するとともに、生活、医療、観光、災害対応など多面的な情報提供を行います。また、これらを行う上では、県内に在住する外国出身者がこれまでに実際に直面した生活上の経験や、外国出身者独自のネットワークを活用します。加えて、やさしい日本語による対応の普及を図ります。【直轄・商工労働部・保健福祉部】
- ・日本語でのやり取りが困難な方々でもスムーズに医療機関を受診できるよう、外国語対応が可能な医療機関の情報を提供するとともに、病院に行ったときの基本的な応答、症状の表現などを外国語と日本語の対照表でまとめた「メディカルハンドブック」を作成・配布します。また、国籍や母語に関係なく、誰もが安心して受診できる医療環境の整備を進めます。【直轄、保健福祉部】
- ・事業活動や研究活動等で海外から本県に滞在する方々が安心して家族を同伴できるよう、インターナショナルスクールの教育環境の充実を支援するとともに、英語で授業を行う教育機関の整備や、日本語指導を必要とする児童生徒への支援を推進するなど教育環境の充実を図ります。【直轄・総務部・教育庁】

② 地域の魅力向上と資源の有効活用

- ・人口減少社会の中で本県の活性化を図るためには、観光や企業進出、留学、研修などで様々な国や地域の人々に来県してもらうことが必要であり、そのためには特に「文化（歴史）・食・自然」などの面において、本県の魅力をさらに高めることが重要です。
- ・このため、「イメージアップ大賞」なども活用しながら、グローバルに通用する地域資源や本県の強みを掘り起こし、地域の人々が主体となって磨きをかける取組を推進します。【直轄・総務部・企画部・保健福祉部・商工労働部・農林水産部・教育庁】
- ・県内を地域別で見ると、県北・県央地区では、豊かな自然や歴史・伝統、高度な産業集積、J-PARC等の科学技術の集積に加え、ひたち海浜公園などの海外でも人気の施設や教育遺産である弘道館・偕楽園などの活用を図ります。県南地区では、特につくばの科学技術や高度人材の集積について、企業等に積極的に情報発信するとともに、G7茨城・つくば科学技術大臣会合の開催や、英語で教育を行う機関及び外国語での対応が可能な医療機関の充実などによるさらなる魅力向上を図ります。鹿行地区では、ワールドカップが開催されるなど世界的に有名なカシマサッカースタジアムや、メロンをはじめとする豊富な農産物、県西地区では結城紬といった伝統工芸やなしなどの農産物等を生かした魅力向上を図ると

ともに、新たな地域資源の掘り起こしを進めます。【直轄・総務部・企画部・保健福祉部・商工労働部・農林水産部・教育庁】

- ・また、そうした魅力を広く知っていただくために、海外メディアの招へいや海外での観光セールス活動等により積極的に情報発信します。【直轄・商工労働部】
- ・加えて、世界各国との物的・人的交流を活性化するため、茨城空港や茨城港など、本県の有する広域交通ネットワークの活用を促進します。【企画部・土木部】

(3) 人や企業のグローバルな交流の推進

① 海外とのネットワークの拡大

- ・「農業における協力関係強化に関する覚書」に基づくベトナムへの農業協力を進めるとともに、同国との交流をさらに実りあるものとするため、茨城・ベトナム交流推進官民協議会における効果的な交流方策の検討や、経済交流推進のための訪問団の派遣・受入等を行います。【直轄】
- ・日中の相互理解と友好を深めるとともに、中国との経済交流拡大を図るため、県上海事務所を活用し、市町村や民間交流団体等による草の根交流を支援するとともに、中国に関する情報収集・提供や現地活動へのサポート等を行います。【直轄】
- ・海外に在住する本県にゆかりのある方々と本県のネットワークを強化するため、ブラジルやアルゼンチンの茨城県人会の子弟を受け入れ、研修等の機会を提供します。また、海外における茨城県人会に対し、本県に関する情報提供を行うなど運営の側面支援を図るとともに、本県に滞在経験のある留学生や研修生のネットワーク化および交流促進を図ります。加えて、県内に在住する外国出身者の経験やネットワークの活用を図ります。【直轄】
- ・イタリアのエミリア・ロマーニャ州との友好提携交流については、これまでの友好交流に加え、双方の製品の販路拡大や技術交流など、お互いに実りのある経済交流の実施を検討します。【直轄】

② 様々な国や地域からの観光客の誘致

- ・様々な国や地域からの観光客の誘致を図るため、多言語による観光情報の提供やWi-Fi環境の整備促進、おもてなし講座の開催など本県の受入体制を整備します。【商工労働部】
- ・消費性向の高い国や地域からの観光客誘致のため、訪日客数が急激に伸長している中国・台湾などに加え、ベトナムなどアジア地域とのLCC路線の更なる充実を図ることで、新たなマーケットの開拓を実施します。【企画部】
- ・茨城空港への直接インバウンドに加え、圏央道の一部区間開通による成田空港とのアクセス向上に伴う海外からの観光客需要の取り込みを図るため、成田空港・つくば間のアクセス利便性の向上に向けた検討を行うとともに、海外の航空会社・旅行会社や国内のランドオペレーター等の開拓およびそれらに対する各種情報提供、海外旅行博におけるPR、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などによる魅力発信などを実施します。【直轄、企画部、

商工労働部】

- ・様々な国や地域からの観光客を農山漁村に呼び込むことで地域の活性化を図るため、都市農村交流実践者等向けの研修会の開催やホームページによる情報発信など、農山漁村における食や文化、歴史等の地域資源を活かした誘客体制づくりを進めます。【農林水産部】

③ 農林水産物等の輸出支援

- ・海外における販路の確保や定着化のため、ジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、事業者の商談会への参加や販売促進活動を支援するとともに、海外からのバイヤー招へいを行います。【農林水産部】
- ・現地ニーズに応じた輸出商品づくりや国際認証の取得に向けた取組を支援します。【農林水産部】
- ・低コストな船便輸送を実現するため、農産物の鮮度保持実証試験を実施します。【農林水産部】
- ・ロットの確保を図るため、北関東三県や生産者団体等との連携体制を構築するなど、輸出体制の強化を図ります。【農林水産部】
- ・近年経済成長著しい東南アジア等において和牛人気が高まっていることから、常陸牛の輸出促進のため、海外でのPR強化などにより常陸牛海外販売推奨店の増加を目指します。【農林水産部】
- ・原発事故に伴う輸出規制解除や輸出解禁に向けた検疫条件の設定等を進めるよう、国に対し働きかけを行います。【農林水産部】

④ 企業の海外展開支援

- ・海外展開を行っている県内企業間のネットワークを形成するとともに、このネットワークを活用し、これから海外展開に取り組む県内中小企業を支援するため、「いばらき海外進出サポート協議会」を設置・運営します。【商工労働部】
- ・県内企業の海外展開や海外における販路拡大を支援するため、ジェトロ茨城貿易情報センターや県内の金融機関等と連携し、海外ビジネス情報の提供やセミナー・商談会等の開催を行います。【商工労働部】
- ・中小企業の海外販路開拓のため、商社OB等を輸出拡大支援員として県中小企業振興公社に配置し、展示会などにおける商談支援に加え、海外バイヤー等へのフォローアップを充実させ、取引マッチングの促進を図り、販売先の確保を支援します。また、茨城県上海事務所や常陽銀行シンガポール駐在員事務所に派遣している県職員等により、現地の情報収集や県内企業に対する各種支援を実施します。【直轄・商工労働部】

⑤ 対日投資の県内誘致

- ・外資系企業の県内進出や外国資本による県内企業等への投資の促進を図るため、外資系企業向けセミナーの開催やホームページの開設等により、本県の投資環境や優位性を広く情報発信するとともに、積極的な投資誘致活動や企業へのフォロー

ーアップを実施します。【直轄】

- ・海外の企業経営者等に実際に来県してもらい、本県の優位性を実感してもらうため、平成28年5月に開催されるG7茨城・つくば科学技術大臣会合開催の経験を活かしつつ、国際会議等（MICE）の誘致に積極的に取り組みます。【直轄】

⑥ 様々な国や地域からの人材誘致の促進

- ・開発途上国等の人材育成に貢献するとともに、農業や介護・看護などの分野での人材を確保するため、外国人技能実習制度や経済連携協定（EPA）により来県した方々に対する日本語習得サポートの充実や、地域住民との交流の機会の創出など、人材誘致に向けた環境の充実に努めます。また、外国人技能実習生や看護師・介護士候補者が所属する機関や実習生、看護師・介護士候補者本人に対し、外国人技能実習制度やEPAの趣旨の周知徹底を図ります。【直轄・農林水産部・商工労働部・保健福祉部】
- ・本県での就職を希望する海外からの留学生に就職の機会を提供するため、現在実施しているインターンシップや企業説明会などについて、留学生と企業の双方に対し参加を呼びかけます。【直轄・商工労働部】
- ・研究者をはじめとする高度人材を積極的に誘致するため、これらの方々及びその家族が長期かつ安定的に滞在できる環境づくりを進めます。【直轄】

7 グローバル化の担い手に期待される役割

県のグローバル化を推進する上では、県のみでなく、県民や事業者、国際交流・協力団体、NPO等の市民団体、市町村などがそれぞれ期待される役割を果たしつつ、連携・協力していくことが重要です。

それぞれの主体に期待される役割は以下のとおりです。

(1) 県民

- ・身近な地域資源の掘り起こしなどを通じ、自分の住む地域の歴史や文化への理解を深め、郷土に対する誇りを持つとともに、国際交流・協力活動に積極的に参加するなどにより、多様な文化や価値観への理解も深め、尊重すること。
- ・海外から本県を訪れる方々に対し、「おもてなし」の心をもって接するとともに、困っている方がいれば、日本人・外国人の区別なく手を差し伸べること。

(2) 事業者等

- ・事業の海外展開や社員の海外派遣等を通じ、グローバル化に対応できる人材を育成するとともに、本県の魅力や優位性を世界中にアピールすること。
- ・本県で就職を希望する海外からの留学生等を積極的に起用するとともに、外国人技能実習生の受入にあたっては、制度の趣旨を理解し、適切に対応すること。
- ・海外からの資本の受入や外国企業との技術提携、人材交流等を通じたイノベーションを推進し、本県産業の活性化に貢献すること。
- ・行政や関係機関等と連携し、食品輸出や企業の海外進出へのサポート等を通じた本県産業の海外展開支援に貢献すること。

(3) 国際交流・協力団体、NPO等の市民団体

- ・幅広い方々が参加できる国際交流イベントの開催やボランティア活動の実施を通じ、県民が多様な文化や価値観に触れ、理解を深める機会を提供するとともに、多様な人々が安心して暮らせる地域づくりを進めること。
- ・地域の伝統や文化を守り、磨きをかけるとともに、機会をとらえて国内外にアピールすること。

(4) 市町村

- ・住民に身近な行政機関として、地域の実情を踏まえつつ、多言語による相談窓口の整備や生活情報の提供など、日本語以外を母語とする人でも安心して暮らせる環境づくりを進めること。
- ・様々な国籍や文化的背景を持つ住民同士の交流や、姉妹都市・友好都市との交流等を通じ、すべての住民に文化の多様性に触れる機会を提供すること。
- ・ジェトロや自治体国際化協会等に職員を派遣するなど、地域のグローバル化推進を担う人材の育成を進めること。

(5) 県の推進体制

- ・各施策は担当する部局が実施するが、本計画に基づき施策が確実に実施されるよう、国際課が総合調整を行うこと。
- ・施策の展開にあたっては、国との連携や、国の施策の活用を図るとともに、国レベルの取組を県民や民間企業、市町村に橋渡しをしていくこと。また、本県のグローバル化推進のための民間活動の拠点である公益財団法人茨城県国際交流協会が中心となり、各主体との連携・協力を図ること。
- ・さらに、グローバルな視野を持って施策を推進できる人材を育成するため、職員の海外研修や在外公館への派遣等を行うこと。

8 計画の進捗状況を図るための指標

いばらきグローバル化推進計画の進捗状況を把握するための指標を下記のとおりとし、毎年進行管理を行います。

| 指 標(単 位) | 現状値 (H26 年度) | 目標値 (H32 年度) | 担当部局 |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 茨城に愛着を持っている県民の割合 (%) | 83.5 (H27) | 89.3 | 直轄 |
| 英検3級以上相当の英語力を有すると 思われる生徒の割合(中3)(%) | 38.6 | 60.0 | 教育庁 |
| 国際交流を実施している高校の割合 (%) | — | 100.0 | 教育庁 |
| ワールドキャラバン国際理解教育講師 等派遣数(件) | 1,371 | 1,900 | 直轄 |
| 多文化共生サポーターバンクへの新規 登録者数(人) | 110 | 700 | 直轄 |
| 茨城空港の年間旅客者数(千人) | 538 | 700 | 企画部 |
| 茨城港・鹿島港の外国貿易の取扱量(千 トン) | 50,329 | 69,005 | 土木部 |
| 輸出を行っている中小企業数(社) | 218 | 330 | 商工労働部 |
| 海外に進出している中小企業数(社) | 126 | 190 | 商工労働部 |
| 本県を訪れる外国人旅行者数(千人) | 187 | 720 | 商工労働部 |
| 本県青果物・水産物の輸出金額(億円) | 24.9 (H25) | 50.5 | 農林水産部 |
| 常陸牛海外販売推奨店数(店) | 2 | 20 | 農林水産部 |
| 在日外資系企業等を対象としたセミナ ーへの参加企業数(社) | — | 80 | 直轄 |
| 県の支援により進出した外資系企業等 数 | — | 8 | 直轄 |
| つくば地区における国際会議の開催件 数(件) | 66 | 80 | 直轄 |

また、計画に関連性のある以下の数値指標についても、動向を把握することとします。

| 指 標(単 位) | 現状値 (H26 年度) | 担当部局 |
|--|----------------------------|------|
| 英語インタラクティブフォーラム参加者数(人) | 中学生 348 高校生 111 | 教育庁 |
| 英語によるディベート大会参加高校生数(人) | 56 | 教育庁 |
| 教員のための英語指導力向上のための研修参加者数 (ディベート指導法研修参加者数)(人) | 小学校 100 中学校 99 高校 86 | 教育庁 |
| 女性リーダーの海外派遣者数(人) | 15 | 直轄 |

| | | |
|---|---------------------------------|------------|
| 青少年・若者リーダー等の海外派遣者数（人） | 10 | 直轄 |
| 海外に留学する高校生数（人） | 46 | 教育庁 |
| 海外に留学する高校生への助成件数（件） | 43 | 教育庁 |
| 海外への修学旅行を実施する高校数（校） | 県立 6 私立 9 | 総務部 教育庁 |
| スーパーグローバルハイスクール指定校数（校） | 県立 1 | 総務部 教育庁 |
| 国際バカロレア認定校数（校） | 私立 1 | 総務部 |
| 日中韓の若者交流事業への参加者数（人） | 901（推計） | 直轄 |
| アークスプロジェクトのオープスタジオに参加した県民数（人） | 387 | 企画部 |
| 本県から青年海外協力隊への参加者数（人） | 726 | 直轄 |
| 茨城県国際交流協会の外国人相談センターへの相談件数（件） | 1,753 | 直轄 |
| 「茨城県救急医療情報システム」に登録されている外国語対応が可能な医療機関数（機関） | 病 院 140 診療所 929 (H27年11月) | 保健福祉部 |
| 「イメージアップ大賞」への延べ応募件数（件） | 208 | 企画部 |
| ひたち海浜公園来場者数（千人） | 1,768 | 土木部 |
| 弘道館来場者数（千人） | 62 | 土木部 |
| 借楽園来場者数（千人） | 978 | 土木部 |
| 県上海事務所における活動支援件数（件） | 2,082 | 直轄 |
| 南米県人会子弟の受入人数（人） | 54 | 直轄 |
| ネットワーク化した留学生・研修生人数（人） | — | 直轄 |
| 本県の延べ宿泊者数（千人） | 5,463 うち外国人 94 | 商工労働部 |
| 主要な都市農村交流施設利用者数（千人） | 7,060 | 農林水産部 |
| 「いばらき海外進出サポート協議会」参加企業数（社） | 52 | 商工労働部 |
| ジェトロ茨城と連携したセミナー等の開催件数（件） | 59 | 商工労働部 |
| 輸出拡大支援員による支援件数（社） | 延べ 46 (H27年度) | 商工労働部 |
| 在留資格「技能実習」で県内に在住する外国人数（人） | 9,484 | 直轄 |
| EPAによる介護士・看護師候補者受入人数（人） | 介護士 17 看護師 3 (H27年3月末) | 保健福祉部 |
| インターンシップ・企業説明会に参加した留学生数（人） | — | 商工労働部 |

9 進捗状況の管理

計画期間中は、国際課及び関係各部署等で逐次開催するミーティングなどにおいて計画の進捗状況を確認するほか、毎年度、外部有識者等による検討の場を設け、定期的な確認・検証を行うこととし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、当該検討の場の組織体制や開催頻度については、計画期間の開始後速やかに検討します。

10 計画策定までの経緯

| 時 期 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 平成 27 年 6 月 3 日 | 第 1 回国際化推進計画策定会議（茨城県庁） 【議題】 （1）新たな国際化推進計画の策定について （2）これまでの国際化推進計画の総括について （3）社会情勢の変化及び茨城県の国際化の状況について （4）新たな計画の方向性について |
| 平成 27 年 7 月 9 日 | 第 2 回国際化推進計画策定会議（水戸芸術館会議場） 【議題】 （1）第 1 回会議の結果について （2）新たな国際化推進計画における「国際化」の定義及び取組の方向性について （3）今後の計画策定作業の進め方について （会議前に茨城空港及び水戸芸術館を視察。会議後に意見交換会を実施。） |
| 平成 27 年 8 月 27 日 | 第 3 回国際化推進計画策定会議（つくば国際会議場） 【議題】 （1）今後の取組に対する各委員の意見について （2）新たな計画の施策体系について （3）長期ビジョンについて （4）数値目標について （5）計画の構成について （会議後につくばインターナショナルスクール及び産業総合研究所サイエンススクエアつくばを視察） |
| 平成 27 年 11 月 11 日 | 第 4 回国際化推進計画策定会議（茨城県庁） 【議題】 （1）いばらきグローバル化推進計画（仮称）の素案について |

| | |
|--|--|
| 平成 27 年 12 月 11 日～ 平成 28 年 1 月 12 日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成 28 年 2 月 3 日 | 第 5 回国際化推進計画策定会議 【議題】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の基本理念（キャッチフレーズ）について (3) 計画の決定について |
| 平成 28 年 2 月 17 日 | 庁議（計画の決定） |

11 国際化推進計画策定会議委員名簿

(敬称略 五十音順)

| 氏名 | 役職等(就任当時) |
|-------------|----------------------------------|
| 片庭 慶子 | みらいあぐリーむ協同組合代表理事 |
| 河野 純子 | 住友商事(株)ライフスタイル・リテイル事業本部チーム長 |
| キャロライン・ベントン | 筑波大学副学長・理事(国際担当) |
| 小祝 誉士夫 | (株)TNC代表取締役 |
| ゴー・ウィーメン | シンガポール国際企業庁東京事務所長 |
| 後藤 均 | (株)常陽銀行市場国際部国際業務室長 |
| ○ 齊藤 久男 | (公財)茨城県国際交流協会理事長 |
| 坂場 三男 | 元駐ベトナム日本国大使 |
| ◎ 関 正樹 | 関彰商事(株)代表取締役社長 |
| 中西 佳代子 | (株)ランドスケープ アンド パートナーシップ 代表取締役 |
| 西川 壮太郎 | ジェトロ茨城貿易情報センター所長 |
| 古田 菜穂子 | 岐阜県観光国際戦略顧問 |
| 若林 秀樹 | 宇都宮大学国際学部特任准教授 |

◎：座長 ○：副座長

委員任期：委嘱の日から平成28年3月31日まで

(参考)

茨城県国際化推進計画策定会議設置要項

(設置)

第1条 本県の国際化を計画的・総合的に推進するための指針である茨城県国際化推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く国際化推進に関わる専門家の意見を聴くため、「茨城県国際化推進計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定会議は、県が計画を策定するにあたって必要な事項を協議し、助言する。

(組織)

第3条 策定会議は、国際経済、国際情勢、国際交流及び多文化共生に造詣の深い学識経験者等おおむね13名程度の委員をもって構成する。

2 委員は、理事兼政策審議監が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(座長、副座長)

第4条 策定会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選する。

3 座長は、策定会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、国際課が処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、平成27年4月28日から施行する。

(付属資料)

『いばらきグローバル化推進計画』の施行にあたっての委員提言

この度、計5回にわたる「国際化推進計画策定会議」での議論や、パブリックコメントに寄せられた御意見等を踏まえ、「いばらきグローバル化推進計画」を策定いたしました。より重要なことは、本計画を如何にして実施していくか、それにより、本計画が描いた姿を如何にして実現していくか、その実行面にあります。

「国際化推進計画策定会議」においても、各委員から本計画の実行面に係る意見が多く出されました。これらは、計画という文書の性質上、計画本文には記載されていませんが、本計画を実効あらしめるために重要です。このうち、実行時に特に配意されるべき点について、国際化推進計画策定会議委員の総意により、下記のとおり提言として取りまとめ、『いばらきグローバル化推進計画』の付属資料として、計画本文とあわせて報告します。

平成28年2月

国際化推進計画策定会議 座長 関正樹
委員一同

記

- 本計画の積極的な広報活動を行い、行政のみが実行する計画ではなく、真に、県民や事業者がともに取り組んで実現していく計画となるよう努めること。
- 本計画に掲げられた取組が、具体的にどのように実現されていくのかを明示するため、計画本文と実際に予算化等された事業との対比表を作成し、県ホームページ等で公開し、県民や事業者に分かりやすく伝えること。
- 外国人児童生徒の就学への対応を着実に進めるため、義務教育年齢における未就学児をゼロにすることを旨とするとともに、高校進学率について国籍別の把握に努めること。
- できるだけ多くの高校生が渡航する機会を得られるような方策を検討することとし、特に、県内の民間企業との連携による短期の派遣制度の創設について検討を進めること。